

令和 4 年度公共用水域水質測定計画 (案)

令和 3 年度からの主な変更点

1. 六価クロムの環境基準値の見直しに係る変更
 - ・基準値を「0.05mg/L」から「0.02mg/L」に変更し、併せて測定方法も変更
 - ・報告下限値を「0.02mg/L」から「0.01mg/L」に変更
2. 大腸菌群数の環境基準の見直しに係る変更
 - ・生活環境項目の「大腸菌群数」を「大腸菌数」に変更し、その他項目の「大腸菌数」および「糞便性大腸菌群数」を削除
 - ・「大腸菌数」の測定方法および報告下限値を修正
3. PFOS 及び PFOA の測定回数の変更（4 回→1 回）
 - ・琵琶湖および瀬田川については、令和 3（2021）年度の測定結果が指針値を十分に下回っており、かつ過去の測定結果と比較して明らかな増加は見られないため、令和 4（2022）年度以降は測定回数を 4 回から 1 回に変更
 - ・瀬田川を除く河川については、令和 3（2021）年度 4 回の調査に加え、令和 4（2022）年度に 1 回の調査を追加実施し、合計 5 回の調査結果で今後の対応を判断する
4. 琵琶湖における底層溶存酸素量の類型指定に伴う変更
 - ・P4 表 1 「類型指定年月日、類型および基準値の達成期間」の欄に、底層溶存酸素量の類型を追加

滋 賀 県

※令和 3 年度からの変更箇所を網掛けで表示

第1 令和4年度公共用水域水質測定計画（案）

1 目的

この測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、県内の公共用水域の水質等の測定について必要な事項を定めるものとする。

2 測定地点

(1) 水質

ア 琵琶湖

表1および図1に掲げる地点とする。（北湖31地点、南湖20地点）

イ 河川

表2および図2に掲げる地点とする。（27河川）

(2) 底質

琵琶湖今津沖中央および唐崎沖中央とする。

3 測定項目

(1) 水質

ア 一般項目

気温、水温、流量（河川）、透明度（湖沼）、透視度（河川）

イ 生活環境の保全に関する環境基準項目（以下、「生活環境項目」という。）

昭和46年12月28日環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」（以下「告示59号」という。）別表2に掲げられた次の11項目

水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）、大腸菌数、全窒素（T-N）、全りん（T-P）、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）

ウ 人の健康の保護に関する環境基準項目（以下、「健康項目」という。）

告示59号別表1に掲げられた次の27項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素（NO₃-N及びNO₂-N）、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

※ただし、アルキル水銀については、総水銀が検出された場合にのみ測定することとする。

エ 要監視項目

(ア) 人の健康の保護に関する項目

平成5年3月8日付け環水管第21号の環境庁水質保全局長通知「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」において、人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準健康項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断され、令和2年5月28日付け環水大発第2005281号・環水大土発第2005282号の環境省水・大気環境局

長通知「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」に掲げられた項目のうち、次の27項目

クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン (MEP)、イソプロチオラン、オキシ銅 (有機銅)、クロロタロニル (TPN)、プロピザミド、EPN、ジクロロボス (DDVP)、フェノブカルブ (BPMC)、イプロベンホス (IBP)、クロルニトロフェン (CNP)、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)

(イ) 水生生物の保全に関する項目

平成15年11月5日付け環水企発第031105001号・環水管発第031105001号の環境省水環境部長通知「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」および平成25年3月27日付け環水大発第1303272号の環境省水・大気環境局長通知「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」において、有用な水生生物及びその餌生物ならびにそれらの生息又は生育環境の保全に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断された次の6項目

クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール

オ その他の項目

アンモニウム態窒素 ($\text{NH}_4\text{-N}$)、有機態窒素 (org-N)、溶解性オルトリン酸態りん、溶性珪酸、クロロフィル、フェオ色素、塩化物イオン、溶存態化学的酸素要求量 (D-COD)、溶存態全有機炭素 (D-TOC)、懸濁態全有機炭素 (P-TOC)、全有機炭素 (TOC)、底層 DO、鉄、溶存態鉄、溶存態マンガン、植物プランクトン

(2) 底質

強熱減量、硫化物、COD、T-N、T-P

4 測定方法

表3に掲げる方法とする。

5 各測定地点における測定頻度等

(1) 水質および植物プランクトン

ア 琵琶湖

表4のとおりとし、採水深度は表層 (0.5m) とする。

水深別水質測定については表6のとおりとする。

イ 河川

表5のとおりとし、採水深度は表層 (0.5m) とし、採水位置は流心とする。

(2) 底質

1回/年

6 採水時期

(1) 琵琶湖

風や雨等天候の影響のない日におこなうものとする。

(2) 河川

数日間晴天が続き、水量が安定している日におこなうものとする。

7 実施機関

表4、5、6のとおりとし、必要に応じて関係機関で協議するものとする。

8 健康項目が環境基準を超過した場合等の対応

健康項目が環境基準を超えた場合あるいは超えるおそれがある場合には、関係者に速やかに通知するとともに、原因を究明するための調査を実施するものとする。

《参考》

生活環境項目に関する環境基準を表7に、健康項目に関する環境基準を表8に、要監視項目に関する指針値を表9に示す。

表 1 琵琶湖の測定地点

水域名	類型指定年月日、類型および基準値の達成期間 ¹⁾	地点統一番号	測定地点	緯度(北緯)	経度(東経)	測定実施機関	備考		
琵琶湖(1) 琵琶湖大橋より北側	S47.4.6 湖沼AA イ S60.4.20 湖沼II ニ (環境省告示14 ²⁾)	501-01	今津沖	35° 23' 58"	136° 02' 30"	滋賀県	COD等環境基準点 ³⁾		
		501-02	長浜沖	35° 22' 17"	136° 15' 22"	滋賀県	COD等環境基準点 ³⁾		
		501-03	北小松沖	35° 15' 20"	135° 59' 02"	滋賀県	COD等環境基準点 ³⁾		
		501-04	愛知川沖	35° 13' 14"	136° 06' 15"	滋賀県	COD等環境基準点 ³⁾		
		501-51	知内川沖	35° 26' 42"	136° 03' 50"	水資源機構			
		501-52	知内川沖中央	35° 26' 26"	136° 06' 50"	水資源機構			
		501-53	早崎港沖	35° 26' 11"	136° 09' 51"	水資源機構			
		501-54	今津沖中央	35° 23' 41"	136° 07' 57"	滋賀県	NP環境基準点		
		501-55	姉川沖	35° 23' 01"	136° 12' 17"	水資源機構			
		琵琶湖北湖 琵琶湖大橋より北側に限る。ただし、琵琶湖北湖(1)から(3)までに係る部分を除く。	H21.11.30 湖沼生物A イ (環境省告示14 ²⁾)	501-56	外ヶ浜沖	35° 21' 15"	136° 04' 27"	水資源機構	
				501-57	外ヶ浜沖中央	35° 20' 34"	136° 09' 47"	滋賀県	
				501-58	天野川沖	35° 19' 48"	136° 15' 41"	水資源機構	
				501-59	安曇川沖	35° 19' 02"	136° 04' 58"	水資源機構	
				501-60	安曇川沖中央	35° 17' 41"	136° 09' 15"	滋賀県	NP環境基準点
				501-61	彦根港沖	35° 17' 06"	136° 14' 08"	水資源機構	
501-62	大溝沖			35° 17' 11"	136° 01' 30"	水資源機構			
501-63	大溝沖中央			35° 15' 28"	136° 04' 53"	国土交通省			
501-64	石寺沖			35° 14' 32"	136° 09' 36"	国土交通省			
501-65	北小松沖中央			35° 14' 07"	136° 02' 26"	国土交通省			
琵琶湖北湖(イ)	R3.12.28 湖沼生物3 (環境省告示14 ²⁾)	501-66	南比良沖	35° 12' 42"	135° 56' 47"	国土交通省			
		501-67	南比良沖中央	35° 11' 39"	135° 59' 39"	滋賀県	NP環境基準点		
琵琶湖北湖(ロ)	R3.12.28 湖沼生物2 (環境省告示14 ²⁾)	501-68	長命寺沖	35° 10' 40"	136° 03' 07"	国土交通省			
		501-69	蓬萊沖	35° 10' 28"	135° 55' 36"	国土交通省			
琵琶湖北湖(ハ)	R3.12.28 湖沼生物1 (環境省告示14 ²⁾)	501-70	蓬萊沖中央	35° 10' 06"	135° 58' 30"	国土交通省			
	※測定地点設定の考え方等については、国において検討中	501-71	日野川沖	35° 09' 24"	136° 01' 38"	水資源機構			
		501-72	丹出川沖	35° 08' 45"	135° 56' 03"	国土交通省			
		501-73	丹出川沖中央	35° 08' 20"	135° 56' 53"	国土交通省			
		501-74	吉川港沖	35° 07' 58"	135° 58' 11"	国土交通省			
琵琶湖北湖(1)	H21.11.30 湖沼生物特B イ (環境省告示14 ²⁾)	501-75	岩熊地先	35° 30' 39"	136° 09' 48"	滋賀県	水生生物保全環境基準点		
琵琶湖北湖(2)		501-76	延勝寺地先	35° 25' 49"	136° 11' 14"	滋賀県	水生生物保全環境基準点		
琵琶湖北湖(3)		501-77	針江地先	35° 22' 22"	136° 03' 06"	滋賀県	水生生物保全環境基準点		
琵琶湖(2) 琵琶湖大橋より南側	S47.4.6 湖沼AA ハ S60.4.20 湖沼II ニ (環境省告示14 ²⁾)	502-01	堅田沖中央	35° 06' 40"	135° 55' 56"	滋賀県	COD等環境基準点 ³⁾		
		502-02	浜大津沖	35° 00' 38"	135° 52' 30"	滋賀県	COD等環境基準点 ³⁾		
		502-03	唐崎沖中央	35° 02' 40"	135° 53' 36"	滋賀県	COD等環境基準点 ^{3) 4)}		
		502-05	新杉江港沖	35° 04' 60"	135° 56' 12"	滋賀県	COD等環境基準点 ³⁾		
		502-51	堅田沖	35° 06' 24"	135° 55' 21"	国土交通省			
		502-52	木ノ浜沖	35° 06' 19"	135° 56' 12"	国土交通省			
		502-53	雄琴沖	35° 05' 09"	135° 54' 02"	国土交通省			
		琵琶湖南湖 琵琶湖大橋より南側に限る。ただし、琵琶湖南湖(1)に係る部分を除く。	H21.11.30 湖沼生物B イ (環境省告示14 ²⁾)	502-54	雄琴沖中央	35° 04' 55"	135° 55' 09"	国土交通省	
				502-55	大宮川沖	35° 04' 12"	135° 53' 32"	国土交通省	
				502-56	大宮川沖中央	35° 03' 58"	135° 54' 14"	国土交通省	
502-57	志那沖			35° 03' 40"	135° 54' 57"	水資源機構			
502-58	唐崎沖			35° 03' 01"	135° 52' 38"	国土交通省			
502-59	伊佐々川沖			35° 02' 30"	135° 54' 26"	水資源機構			
502-60	柳ヶ崎沖			35° 01' 40"	135° 52' 18"	国土交通省			
琵琶湖南湖	R3.12.28 湖沼生物1 (環境省告示14 ²⁾)	502-61	柳ヶ崎沖中央	35° 01' 36"	135° 53' 27"	国土交通省			
	※測定地点設定の考え方等については、国において検討中	502-62	山田港沖	35° 01' 28"	135° 54' 38"	水資源機構			
		502-63	三保ヶ崎沖	35° 01' 04"	135° 51' 57"	国土交通省			
		502-64	粟津沖中央	34° 59' 04"	135° 54' 15"	国土交通省			
		502-65	浜大津沖中央	35° 00' 47"	135° 53' 27"	国土交通省			
琵琶湖南湖(1)	H21.11.30 湖沼生物特B イ (環境省告示14 ²⁾)	502-66	新浜地先	35° 00' 08"	135° 54' 35"	滋賀県	水生生物保全環境基準点		

1) 類型および基準値は、15～17頁表7(1)参照。

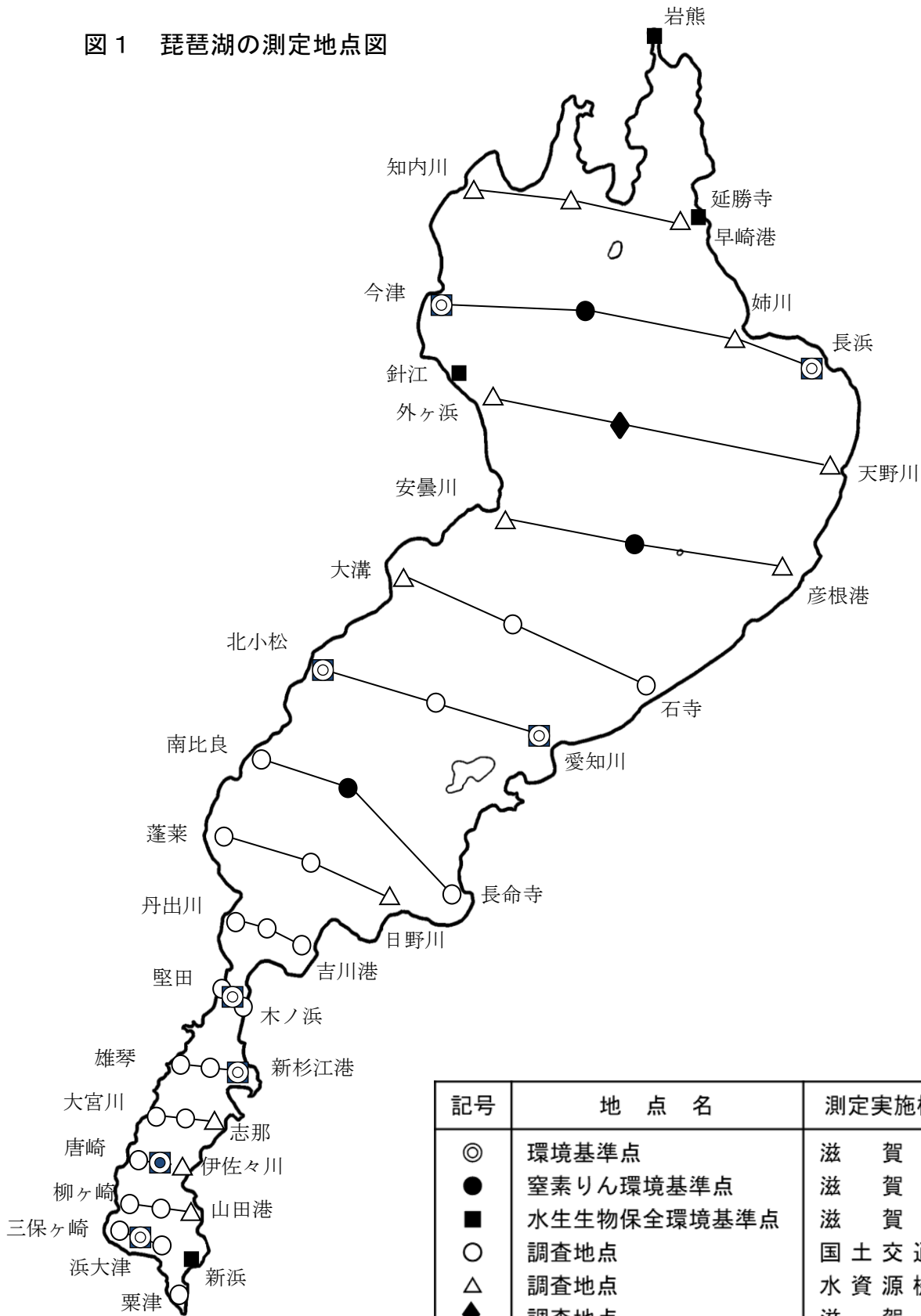
達成期間は、イ：直ちに達成する。ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成する。ニ：段階的に暫定目標と達成しつつ、環境基準を可及的速やかに達成する。を指示。

2) 環境省告示14：平成21年3月31日環境省告示第14号

3) 水生生物保全環境基準点を兼ねる。

4) NP環境基準点を兼ねる。

図1 琵琶湖の測定地点図



記号	地点名	測定実施機関
◎	環境基準点	滋 賀 県
●	窒素りん環境基準点	滋 賀 県
■	水生生物保全環境基準点	滋 賀 県
○	調査地点	国 土 交 通 省
△	調査地点	水 資 源 機 構
◆	調査地点	滋 賀 県

表 2 河川の測定地点

	水域名	類型指定年月日	類型および基準値の達成期間 ¹⁾	地点統一番号	測定地点	緯度(北緯)	経度(東経)	測定実施機関	
環境基準	瀬田川全域	S47.4.6 ²⁾	Aイ	1-1	唐橋流心	34° 58' 20"	135° 54' 22"	滋賀県	
		H21.11.30 ²⁾	生物Bイ	1-51	洗堰下	34° 56' 20"	135° 54' 38"	国土交通省	
	天神川全域	S49.4.1 ³⁾	Aハ	2-1	県道高島大津線との交叉地点	35° 06' 42"	135° 54' 38"	大津市	
	大宮川全域	S49.4.1 ³⁾	Aハ	3-1	大津市道幹2119号線との交叉地点	35° 04' 02"	135° 53' 07"	大津市	
	柳川全域	S49.4.1 ³⁾	AAハ	4-1	新柳川橋	35° 01' 51"	135° 52' 00"	大津市	
	吾妻川全域	S49.4.1 ³⁾	AAハ	5-1	大津湖岸線との交叉地点	35° 00' 22"	135° 52' 18"	大津市	
	相模川全域	S49.4.1 ³⁾	AAハ	6-1	大津湖岸線との交叉地点	35° 00' 16"	135° 53' 24"	大津市	
	十禅寺川全域	S49.4.1 ³⁾	Aハ	7-1	県道大津守山近江八幡線との交叉地点	35° 00' 12"	135° 55' 26"	滋賀県	
	葉山川全域	S49.4.1 ³⁾	Aハ	8-1	県道大津守山近江八幡線との交叉地点	35° 02' 38"	135° 56' 26"	滋賀県	
	守山川全域	S49.4.1 ³⁾	Aハ	9-1	県道大津守山近江八幡線との交叉地点	35° 04' 25"	135° 57' 41"	滋賀県	
	大戸川全域	S49.4.1 ³⁾	Aイ	10-1	大鳥居発電所放流口より下流20mの地点	34° 57' 02"	135° 59' 01"	大津市	
				10-2	稲津橋	34° 56' 33"	135° 55' 07"	大津市	
				11-1	加河川との合流地点	34° 54' 05"	135° 57' 05"	大津市	
	11-2	瀬田川との合流点より上流50mの地点	34° 54' 45"	135° 54' 51"	大津市				
	北湖東部流入河川	姉川本流全域	S50.4.14 ⁴⁾	AAイ	12-1	美浜橋	35° 23' 43"	136° 13' 27"	滋賀県
		田川本流全域	S50.4.14 ⁴⁾	AAハ	13-1	河口部上流300m地点	35° 24' 21"	136° 13' 00"	滋賀県
		天野川本流全域	S50.4.14 ⁴⁾	AAハ	14-1	朝妻橋	35° 19' 49"	136° 16' 22"	滋賀県
		犬上川本流全域	S50.4.14 ⁴⁾	AAロ	15-1	犬上川橋上流100m地点	35° 15' 22"	136° 13' 43"	滋賀県
		宇曾川本流全域	S50.4.14 ⁴⁾	Bイ	16-1	唐崎橋	35° 14' 34"	136° 12' 18"	滋賀県
		愛知川本流全域	S50.4.14 ⁴⁾	AAイ	17-1	栗見橋	35° 12' 43"	136° 08' 07"	滋賀県
日野川本流全域		S50.4.14 ⁴⁾	Aイ	18-1	野村橋	35° 07' 54"	136° 01' 50"	滋賀県	
家棟川本流全域		S50.4.14 ⁴⁾	Bハ	19-1	野田橋	35° 07' 33"	136° 01' 15"	滋賀県	
野洲川本流全域		S50.4.14 ⁴⁾	Aイ	20-1	服部大橋	35° 06' 07"	135° 59' 29"	国土交通省	
				20-2	横田橋	34° 59' 06"	136° 07' 06"	滋賀県	
北湖西部流入河川	大浦川全域	S51.5.19 ⁵⁾	Aイ	21-1	大浦川橋上流300m地点	35° 29' 25"	136° 07' 08"	滋賀県	
	知内川全域	S51.5.19 ⁵⁾	AAイ	22-1	大川橋	35° 27' 09"	136° 03' 31"	滋賀県	
	石田川全域	S51.5.19 ⁵⁾	AAイ	23-1	浜分橋	35° 24' 35"	136° 02' 28"	滋賀県	
	安曇川全域	S51.5.19 ⁵⁾	AAイ	24-1	常安橋	35° 20' 46"	136° 01' 27"	滋賀県	
	和邇川全域	S51.5.19 ⁵⁾	Aイ	25-1	和邇川下橋	35° 09' 23"	135° 55' 48"	大津市	
環境基準未設定	白鳥川			205-1	高坐橋	35° 08' 11"	136° 04' 22"	滋賀県	
	長命寺川			206-1	白王橋	35° 09' 54"	136° 05' 51"	滋賀県	

1) 類型および基準値は、19頁表7(2)参照。

達成期間は、イ：直ちに達成する。ロ：5年以内で可及的速やかに達成する。ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成する。を示す。

2) 平成21年3月31日環境省告示第14号 3) 昭和49年4月1日滋賀県告示第136号

4) 昭和50年4月14日滋賀県告示第169号 5) 昭和51年5月19日滋賀県告示第376号

図2 河川の測定地点図

